

18 市税の税率等の推移

年度			昭和 25 年 度	昭和 26 年 度
区 分				
市 民 税	個 人	均 等 割	750円	600円
		所 得 割	18.0%	
	法 人	均 等 割	1,800円	
		法 人 税 割		15% (標準税率12.5%)
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 10,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満
軽 自 動 車 税 〔昭和 25 年 ～ 昭和 28 年 自 転 車 税〕 〔昭和 29 年 ～ 昭和 32 年 自 転 車 荷 車 税〕		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市 た ば こ 消 費 税 (昭 和 29 年 ～ 昭 和 63 年)				
電 気 ガ ス 税 (～ 昭 和 48 年)		料金の10.0%		
鉱 産 税		鉱物価格の1.0%		
木 材 引 取 年 税 (～ 平 成 元 年)		素材の山元価格の5.0%		
広 告 税 (～ 昭 和 27 年)		10.0%		
接 客 人 税 (～ 昭 和 27 年)		1人月額100円		

昭 和 27 年 度		昭 和 28 年 度		昭 和 29 年 度	
500円		600円			
3万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	4.5%
3万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	4.9%
5万円	7.0%	4万円	7.0%	4万円	5.3%
8万円	8.0%	6万円	7.5%	6万円	5.7%
10万円	8.5%	8万円	8.0%	8万円	6.0%
12万円	9.0%	10万円	8.5%	10万円	6.4%
15万円	9.5%	12万円	9.0%	12万円	6.8%
20万円	10.0%	15万円	9.5%	15万円	7.2%
		20万円	10.0%	20万円	7.5%
		3,000円			
				9.0%(標準税率7.5%)	
		○課税標準の1.9%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満		○課税標準の1.8%(標準税率1.5%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 400円 ○原動機付自転車 500円				自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○原動機付自転車および三輪車 500円	
荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円				荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円	
				たばこ売渡価格の10/115	
		鉱物価格の1.2%			
昭和27年7月廃止					
昭和27年7月廃止					

年 度			昭 和 30 年 度	昭 和 31 年 度
区 分				
市 民 税	個 人	均 等 割	550円	
		所 得 割		
	法 人	均 等 割	3,000円	
		法 人 税 割	9.0% (標準税率8.1%)	9.7% (標準税率8.1%)
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 50,000円未満	○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 100,000円未満
	軽 自 動 車 税 〔昭和29年～昭和32年 自 転 車 荷 車 税〕		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 ○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円	
市 た ば こ 消 費 税		たばこ売渡価格の9.0%		
電 気 ガ ス 税				
鉱 産 税		鉱物価格の1.0%		
木 材 引 取 税				
入 湯 税 (昭 和 33 年 ～)				

昭 和 32 年 度	昭 和 33 年 度	昭 和 34 年 度
	400円	
	2万円以下の金額 4.0% 2万円を超える金額 4.6% 4万円 " 5.2% 6万円 " 5.7% 8万円 " 6.0% 10万円 " 6.4% 12万円 " 6.8% 15万円 " 7.2% 20万円 " 8.2% 30万円 " 8.7%	
		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 20,000円未満 家 屋 30,000円未満 償却資産 150,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 ○軽自動車 二 輪 1,500円 三輪以上 3,000円 農耕作業用 1,000円 ○二輪の小型自動車 2,500円 側車付 4,300円 ○被けん引車 1,000円	
	たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率 11.0%	
素材の山元価格の4.0%	素材の山元価格の2.0%	
	1人1日20円	

年 度			昭 和 36 年 度		昭 和 37 年 度	
区 分						
市 民 税	個 人	均 等 割	400円			
		所 得 割	2万円以下の金額	3.6%		
			2万円を超える金額	4.2%		
			4万円	〃		4.9%
			6万円	〃		5.4%
			8万円	〃		5.8%
			10万円	〃		6.4%
			12万円	〃		6.8%
			15万円	〃		7.2%
			20万円	〃		8.2%
30万円	〃		8.7%			
法 人	均 等 割	3,000円				
	法 人 税 割	9.7% (標準税率8.1%)				
固 定 資 産 税						
軽 自 動 車 税						
市 た ば こ 消 費 税					税率 12.0%	
電 気 ガ ス 税			○料金の10.0% ○免税点 300円以下		○料金の9.0% ○免税点 300円以下	
鉱 産 税			鉱物価格の1.0%		鉱物価格の1.0% (ただし、鉱物価格が200万円以下は0.7%)	
木 材 引 取 税						
入 湯 税						

昭 和 38 年 度			昭 和 39 年 度			昭 和 40 年 度		
2万円以下の金額	3.1%		2万円以下の金額	3.0%		15万円以下の金額	3.0%	
2万円を超える金額	3.7%		2万円を超える金額	3.5%		15万円を超える金額	4.5%	
4万円	4.5%		4万円	4.0%		40万円	6.0%	
6万円	5.0%		6万円	5.0%		70万円	7.5%	
8万円	5.5%		8万円	5.5%		100万円	9.0%	
10万円	6.1%		10万円	6.0%		150万円	10.5%	
12万円	6.6%		12万円	6.5%		250万円	12.0%	
15万円	7.0%		15万円	7.0%		400万円	13.5%	
20万円	8.1%		20万円	7.5%		600万円	15.0%	
30万円	8.6%		30万円	8.0%		1,000万円	16.5%	
			50万円	9.0%		2,000万円	18.0%	
			70万円	10.0%		3,000万円	19.5%	
			100万円	11.0%		5,000万円	21.0%	
			150万円	12.0%				
			250万円	13.0%				
			400万円	14.0%				
			600万円	15.0%				
			1,000万円	16.0%				
			1,500万円	17.0%				
			2,500万円	18.0%				
						10.1% (標準税率8.4%)		
						○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 125cc以下のもの 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪以上のもの { 乗用 4,500円 貨物用 2,500円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他のもの 3,000円 ○二輪の小型自動車 2,500円		
税率 13.4%			税率 15.0%					
○料金の8.0%			○料金の7.0%			○料金の7.0%		
○免税点 300円以下			○免税点 300円以下			○免税点 電気400円以下 ガス500円以下		

区 分 \ 年 度		昭 和 41 年 度	昭 和 42 年 度	昭 和 43 年 度
市 民 税	個 人	均 等 割		
		所 得 割		
	法 人	均 等 割	資本金が1,000万円以上 7,000円 その他 4,000円	
		法 人 税 割	10.7% (標準税率8.9%)	
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 80,000円未満 家 屋 50,000円未満 償却資産 300,000円未満	
	軽 自 動 車 税			
市たばこ消費税			税率 18.1%	
電 気 ガ ス 税				○料金の7.0% ○免税点 電気 400円以下 ガス 800円以下
鉦 産 税				
木 材 引 取 税				
入 湯 税		入湯客1人1日について 日帰り10円 宿泊20円		

昭 和 44 年 度			昭 和 45 年 度			昭 和 46 年 度			昭 和 47 年 度		
15万円以下の金額 2.8%			15万円以下の金額 2.4%			15万円以下の金額 2.0%					
15万円を超える金額 4.2%			15万円を超える金額 3.6%			15万円を超える金額 3.0%					
40万円 " 5.6%			40万円 " 4.8%			40万円 " 4.0%					
70万円 " 7.0%			70万円 " 6.0%			70万円 " 5.0%					
100万円 " 8.4%			100万円 " 7.2%			100万円 " 6.0%					
150万円 " 9.8%			150万円 " 8.4%			150万円 " 7.0%					
250万円 " 11.2%			250万円 " 9.6%			250万円 " 8.0%					
400万円 " 12.6%			400万円 " 10.8%			400万円 " 9.0%					
600万円 " 14.0%			600万円 " 12.0%			600万円 " 10.0%					
1,000万円 " 16.5%			1,000万円 " 13.2%			1,000万円 " 11.0%					
2,000万円 " 16.8%			2,000万円 " 14.4%			2,000万円 " 12.0%					
3,000万円 " 18.2%			3,000万円 " 15.6%			3,000万円 " 13.0%					
5,000万円 " 19.6%			5,000万円 " 16.8%			5,000万円 " 14.0%					
			10.7% (標準税率9.1%)								
○料金の7.0% ○免税点 電気 500円以下 ガス 1,000円以下			○料金の7.0% ○免税点 電気 600円以下 ガス 1,200円以下			○料金の7.0% ○免税点 電気 700円以下 ガス 1,400円以下			○料金の7.0% ○免税点 電気800円以下 ガス 1,600円以下		
						入湯客1人1日について 日帰り20円 宿泊40円					

区 分			年 度	昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割				
		所 得 割	30万円以下の金額	2.0%		
			30万円を超える金額	3.0%		
			50万円	〃		4.0%
			80万円	〃		5.0%
			110万円	〃		6.0%
150万円			〃	7.0%		
250万円			〃	8.0%		
400万円			〃	9.0%		
600万円			〃	10.0%		
1,000万円			〃	11.0%		
2,000万円		〃	12.0%			
3,000万円	〃	13.0%				
5,000万円	〃	14.0%				
法 人	均 等 割					
	法 人 税 割			14.5%(標準税率12.1%)		
固 定 資 産 税			○課税標準の1.65%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満		
軽 自 動 車 税						
市 た ば こ 消 費 税						
電 気 ガ ス 税 (~ 昭 和 48 年) 電 気 税 ・ ガ ス 税 (昭 和 49 年 ~ 平 成 元 年)			○料金の6.0% ○免税点 電気 1,000円以下 ガス 2,100円以下	料金の6.0% ○免税点 1,200円以下 料金の5.0% ○免税点 2,700円以下		
鉱 産 税						
木 材 引 取 税						
特 別 土 地 保 有 税 (昭 和 49 年 ~)				○土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得) ○免税点 5,000㎡未満		
入 湯 税						

昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度
	1,200円	
	○資本金が1億円を超え従業員数が100人を超えるもの 40,000円 ○資本金が1億円を超え従業員数が100人以下のもの 20,000円 および資本金が1千万円を超え1億円以下のもの ○資本金が1千万円以下のもの 12,000円	
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 650円 90cc以下のもの 1,000円 125cc以下のもの 1,300円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,000円 三輪のもの 2,600円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,200円 { 自家用 5,900円 { 貨物用 { 営業用 2,900円 { 自家用 3,300円 ※公害規制適合者の場合のみ2年間 { 乗用 4,500円 { 貨物用 2,500円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他のもの 3,900円 ○二輪の小型自動車 3,300円	
料金の5.0% ○免税点 2,000円以下 料金の3.0% ○免税点 4,000円以下		料金の5.0% ○免税点 2,400円以下 料金の2.0% ○免税点 4,800円以下
1人1日について 日帰り50円 宿泊100円		日帰り50(75)円 宿泊100(150)円 注()内の税率は53年1月1日から適用

昭 和 55 年 度	昭和56年度	昭 和 57 年 度
1,500円		
30万円以下の金額 2.0% 30万円を超える金額 3.0% 45万円 " 4.0% 75万円 " 5.0% 100万円 " 6.0% 130万円 " 7.0% 230万円 " 8.0% 370万円 " 9.0% 570万円 " 10.0% 950万円 " 11.0% 1,900万円 " 12.0% 2,900万円 " 13.0% 4,900万円 " 14.0%		
	14.7% (標準税率12.3%)	
料金の5.0% ○免税点 3,600円以下		
料金の2.0% ○免税点10,000円以下		料金の2.0% ○免税点12,000円以下

区 分 \ 年 度			昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度
市 民 税	人	均 等 割		
		個 所 得 割		
	法 人	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業者数が50人を超えるもの 1,500千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が50人を超えるもの 1,000千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が50人以下のもの 270千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人を超えるもの 100千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円以下で従業者数が50人を超えるもの 80千円 ○上記に掲げる法人以外 27千円	○資本金等が50億円を超え従業者数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業者数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人を超えるものおよび資本金等が10億円を超え従業者数が50人以下のもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業者数が50人以下のものおよび資本金等が1千万円以下で従業者数が50人を超えるもの 144千円 ○上記に掲げる法人以外 48千円
		法 人 税 割		
固 定 資 産 税				
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下のもの 90cc以下のもの 125cc以下のもの ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 三輪のもの 四輪以上 { 乗用 { 営業用 の物 { 貨物用 { 自家用 { { 営業用 { { 自家用 雪上車 ○小型特殊自動車 農耕作業用 その他のもの ○二輪の小型自動車	1,000円 1,200円 1,600円 2,400円 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 2,400円 1,600円 4,700円 4,000円
市たばこ消費税				
電 気 税				
ガ ス 税				
鉱 産 税				
木 材 引 取 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				

昭 和 60 年 度		昭 和 61 年 度		
2,000円				
20万円以下の金額	2.5%			
20万円を超える金額	3.0%			
45万円	4.0%			
70万円	5.0%			
95万円	6.0%			
120万円	7.0%			
220万円	8.0%			
370万円	9.0%			
570万円	10.0%			
950万円	11.0%			
1,900万円	12.0%			
2,900万円	13.0%			
4,900万円	14.0%			
○原動機付自転車				
50cc以下のもの	1,000円			
90cc以下のもの	1,200円			
125cc以下のもの	1,600円			
三輪以上の50cc以下のもの	2,500円			
○軽自動車				
二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円			
三輪のもの	3,100円			
四輪以上	乗用 貨物用 営業用 営業用			
のもの				自家用
				自家用
				自家用
雪上車	2,400円			
○小型特殊自動車				
農耕作業用	1,600円			
その他のもの	4,700円			
○二輪の小型自動車		4,000円		
4月のみ たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率18.1%		※ 従量割については昭和61年5月1日から		
従価割 従量割		従価割 従量割		
5月から (小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)		

年 度			昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
区 分	市 民 税	均 等 割		
		所 得 割		60万円以下の金額 3.0% 60万円を超える金額 5.0% 130万円 " 7.0% 260万円 " 8.0% 460万円 " 10.0% 950万円 " 11.0% 1,900万円 " 12.0%
税	法 人	均 等 割		
	人	法 人 税 割		
固 定 資 産 税				
軽 自 動 車 税				
市たばこ消費税 (～ 平成元年)			※ 従量割については昭和63年3月31日まで 従価割 従量割	※ 従量割については平成元年3月31日まで(千本につき640円) 従価割 従量割
市 た ば こ 税 (平成元年 ～)			(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)	(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)
電 気 税 (～ 平成元年)				
ガ ス 税 (～ 平成元年)				
鉱 産 税				
木 材 引 取 税 (～ 平成元年)				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事 業 所 税 (平成3年7月～)				

平成元年度	平成3年度
120万円以下の金額 3.0% 120万円を超える金額 8.0% 500万円 " 11.0%	160万円以下の金額 3.0% 160万円を超える金額 8.0% 550万円 " 11.0%
	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 貨物用 { 自家用 7,200円 3,000円 4,000円 2,400円 雪上車 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円
売渡本数千本につき 1,997円 (旧3級品たばこは千本につき 948円)	
平成元年4月廃止	
平成元年4月廃止	
平成元年4月廃止	
	○事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1㎡当たり600円 従業者割 従業者給与総額の0.25% ○新增設に係る事業所税 1㎡当たり6,000円

年 度			平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度	
区 分						
市 民 税	個	均 等 割			2,500円	
				200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 11.0%		
	人	所 得 割				
	税	法	均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業員数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が10億円を超え従業員数が50人以下のもの 492千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超えるもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下のもの 192千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下のもの 156千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人を超えるもの 144千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人以下のもの 60千円		
			人	法人税割		
			固 定 資 産 税			
			軽 自 動 車 税			
			市 た ば こ 税			
			鉦 産 税			
特別土地保有税						
入 湯 税						
事 業 所 税						

平成 9 年 度	平成 11 年 度	平成 15 年 度
200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 12.0%	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 10.0%	
○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 自家用 7,200円 { 貨物用 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円		○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー(三輪以上) 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む。) 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 { 乗用 { 営業用 5,500円 のもの { 自家用 7,200円 { 貨物用 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 被けん引車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円
売渡本数千本につき2,434円 (旧3級品たばこは千本につき1,155円)	平成11年5月1日から 売渡本数千本につき2,668円 (旧3級品たばこは千本につき1,266円)	平成15年7月1日から 売渡本数千本につき2,977円 (旧3級品たばこは千本につき1,412円)
		課税停止
		○資産割 事業所床面積1㎡当たり600円 ○従業者割 従業者給与総額の0.25% (新增設に係る事業所税は廃止)

年 度			平 成 16 年 度	平 成 17 年 度
区 分			※市町合併に伴う不均一課税・課税免除	
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円	夫と生計を一にする妻の均等割課税 経過措置により1/2課税
		所 得 割		配偶者特別控除の上乗せ部分の控除廃止
	法 人	均 等 割	○法人市民税 市町合併期日の前日(平成17年1月10日)時点で、 旧河辺町・旧雄和町のいずれかにのみ事務所・事業所等を有する法人について、平成20年3月31日までに終了する事業年度分について、法人市民税均等割・法人税割の税率を標準税率とする。 旧河辺・雄和町 平成20年4月1日以降均等割は、標準税率→制限税率(1.2倍)税割は、標準税率(12.3%)→制限税率(14.7%)	
		法人税割		
	固定資産税		○固定資産税 旧河辺町・旧雄和町の区域について、税率を平成17年度は1.4%、平成18年度から平成20年度までは1.5%、平成21年度から1.6%とする。	
	軽自動車税			
	市たばこ税			
鉦 産 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事業所税		○事業所税 旧河辺町・旧雄和町の区域に所在する事務所等については、平成20年3月31日までに終了する事業年度分の法人の事業および平成19年までの年分の個人の事業を課税免除とする。		

平成 18 年 度	平成 19 年 度
夫と生計を一にする妻の均等割課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税
65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税 老年者控除の廃止 年金所得課税の見直し(65歳以上の年金所得の所得算出 方法の変更) 定率減税の縮減(1/2)	一律6%課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税 定率減税の廃止
平成18年7月1日から 売渡本数千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	

年 度			平 成 20 年 度	平 成 22 年 度
区 分				
市 民 税	個 人	均 等 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置 の廃止	
		所 得 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置 の廃止	
	法 人	均 等 割		
		法人税割		
固定資産税				
軽自動車税				
市たばこ税				平成22年10月1日から 売渡本数千本につき4,618円 (旧3級品たばこは千本につき2,190円)
鉦 産 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事業所税				

平成 25 年 度	平成 26 年 度
	3,500円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、500円加算)
	平成26年10月1日より開始する事業年度より12.1%(標準税率9.7%)
平成25年4月1日から 売渡本数千本につき5,262円 (旧3級品たばこは千本につき2,495円)	

年度		平成 27 年 度		平成 28 年 度																																																																																																																												
区 分																																																																																																																																
市 民 税	個 人 均 等 割			均等割軽減制度廃止 ①均等割を負う配偶者又は扶養親族／100円軽減。 ②均等割を負う配偶者又は扶養親族を2人以上有する納税義務者／200円軽減																																																																																																																												
	所 得 割																																																																																																																															
	法 人 均 等 割																																																																																																																															
	法 人 税 割																																																																																																																															
固定資産税																																																																																																																																
軽自動車税		○原動機付自転車 50cc以下のもの 1,000円 90cc以下のもの 1,200円 125cc以下のもの 1,600円 ミニカー（三輪以上） 2,500円 屋根付三輪 1,000円 ○軽自動車 二輪のもの（側車付を含む。） 2,400円 三輪のもの 四輪以上 乗用 営業用 現行税率 3,100円 新税率 3,900円 自家用 現行税率 5,500円 新税率 6,900円 営業用 現行税率 7,200円 新税率 10,800円 自家用 現行税率 3,000円 新税率 3,800円 営業用 現行税率 4,000円 新税率 5,000円 ※平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は新税率を適用 雪上車 2,400円 被けん引車 2,400円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円		<table><tr><th colspan="4">車種区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td colspan="3">50cc以下のもの</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="3">90cc以下のもの</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="3">125cc以下のもの</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td colspan="3">ミニカー（三輪以上）</td><td colspan="2">3,700円</td></tr><tr><td colspan="3">屋根付三輪</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td rowspan="15">軽自動車</td><td colspan="3">二輪のもの（側車付を含む。）</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td colspan="3" rowspan="2">三輪のもの</td><td>旧税率</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,900円</td></tr><tr><td colspan="3" rowspan="10">四輪以上のもの</td><td>重課税率</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>旧税率 5,500円 新税率 6,900円</td></tr><tr><td>重課税率 8,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">自家用</td><td>旧税率 7,200円 新税率 10,800円</td></tr><tr><td>重課税率 12,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>旧税率 3,000円 新税率 3,800円</td></tr><tr><td>重課税率 4,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">自家用</td><td>旧税率 4,000円 新税率 5,000円</td></tr><tr><td>重課税率 6,000円</td></tr><tr><td colspan="3">雪上車</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td colspan="3">被けん引車</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td colspan="3">農耕作業用</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td>自動車</td><td colspan="3">その他のもの</td><td colspan="2">5,900円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">6,000円</td></tr></table> 旧税率:平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率:平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率:新規登録から13年を経過した車両に適用 ○グリーン化特例（三輪、四輪以上） 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用 <table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table> (ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減) (イ)乗用:平成32年度燃費基準＋20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準＋35%達成車 (ウ)乗用:平成32年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準＋15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る		車種区分				税率		原動機付自転車	50cc以下のもの			2,000円		90cc以下のもの			2,000円		125cc以下のもの			2,400円		ミニカー（三輪以上）			3,700円		屋根付三輪			2,000円		軽自動車	二輪のもの（側車付を含む。）			3,600円		三輪のもの			旧税率	3,100円	新税率	3,900円	四輪以上のもの			重課税率	4,600円	乗用	営業用	旧税率 5,500円 新税率 6,900円	重課税率 8,200円	自家用	旧税率 7,200円 新税率 10,800円	重課税率 12,900円	貨物	営業用	旧税率 3,000円 新税率 3,800円	重課税率 4,500円	自家用	旧税率 4,000円 新税率 5,000円	重課税率 6,000円	雪上車			3,600円		被けん引車			3,600円		小型特殊自動車	農耕作業用			2,400円		自動車	その他のもの			5,900円		二輪の小型自動車				6,000円		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
車種区分				税率																																																																																																																												
原動機付自転車	50cc以下のもの			2,000円																																																																																																																												
	90cc以下のもの			2,000円																																																																																																																												
	125cc以下のもの			2,400円																																																																																																																												
	ミニカー（三輪以上）			3,700円																																																																																																																												
	屋根付三輪			2,000円																																																																																																																												
軽自動車	二輪のもの（側車付を含む。）			3,600円																																																																																																																												
	三輪のもの			旧税率	3,100円																																																																																																																											
				新税率	3,900円																																																																																																																											
	四輪以上のもの			重課税率	4,600円																																																																																																																											
				乗用	営業用	旧税率 5,500円 新税率 6,900円																																																																																																																										
					重課税率 8,200円																																																																																																																											
				自家用	旧税率 7,200円 新税率 10,800円																																																																																																																											
					重課税率 12,900円																																																																																																																											
				貨物	営業用	旧税率 3,000円 新税率 3,800円																																																																																																																										
					重課税率 4,500円																																																																																																																											
				自家用	旧税率 4,000円 新税率 5,000円																																																																																																																											
					重課税率 6,000円																																																																																																																											
				雪上車			3,600円																																																																																																																									
	被けん引車			3,600円																																																																																																																												
	小型特殊自動車	農耕作業用			2,400円																																																																																																																											
自動車	その他のもの			5,900円																																																																																																																												
二輪の小型自動車				6,000円																																																																																																																												
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																																											
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																											
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																										
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																																										
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																																										
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																																										
市たばこ税		平成28年4月1日から 旧3級品たばこは千本につき2,925円 手持品課税は旧3級品所持本数千本につき430円																																																																																																																														
鉱 産 税																																																																																																																																
特別土地保有税																																																																																																																																
入 湯 税																																																																																																																																
事業所税																																																																																																																																

平成 29 年 度					平成 30 年 度				

年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度																																																							
区 分																																																											
市 民 税	個 人 均 等 割																																																										
	市 人 所 得 割																																																										
	法 人 均 等 割																																																										
	法 人 税 割	令和元年10月1日から開始する事業年度から8.4%(標準税率6.0%)																																																									
固定資産税																																																											
軽 自 動 車 税	種 別 割	※令和元年10月1日から軽自動車税種別割に名称変更(令和元年度は軽自動車税として課税) ○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用 <table><tr><th colspan="2">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td>三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td>乗用 営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>乗用 自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>貨物 営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>貨物 自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table> (ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用 <table><tr><th colspan="2">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td>三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td>乗用 営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>乗用 自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>貨物 営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>貨物 自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table> (ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																						
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																							
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																						
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																						
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																						
		貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																							
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																							
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																						
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																						
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																						
		貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
環 境 性 能 割	※令和元年10月1日から創設 取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">軽自動車</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="2">電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>ガソリン車</td><td>(ア)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(ハイブリット車含む)</td><td>(イ)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>LPG車</td><td>(ウ)</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>(エ)</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>2.0%</td></tr></table> (ア)令和2年度燃費基準+20%達成車 (イ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+20%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 (エ)平成27年度燃費基準+10%達成車 ※(ア)から(エ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る ○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減		区 分		税率				軽自動車				自家用	営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税	ガソリン車	(ア)			(ハイブリット車含む)	(イ)			LPG車	(ウ)	1.0%	0.5%	上記以外	(エ)	2.0%	1.0%				2.0%	○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減																				
区 分		税率																																																									
		軽自動車																																																									
		自家用	営業用																																																								
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税																																																								
ガソリン車	(ア)																																																										
(ハイブリット車含む)	(イ)																																																										
LPG車	(ウ)	1.0%	0.5%																																																								
上記以外	(エ)	2.0%	1.0%																																																								
			2.0%																																																								
市たばこ税	旧3級品:令和元年10月1日から売渡本数千本につき 5,692円 手持品課税 旧3級品:所持本数千本につき 1,692円(令和元年10月1日実施)		令和2年10月1日から売渡本数千本につき 6,122円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和2年10月1日実施)																																																								
鉱 産 税																																																											
特別土地保有税																																																											
入 湯 税																																																											
事業所税																																																											

令和3年度	令和4年度																															
○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用																																
<table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table>		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																											
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																											
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																										
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																										
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																										
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円																										
	(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用: 令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物: 平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用: 令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物: 平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																															
取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)																																
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>軽自動車</th><th></th></tr><tr><td colspan="2"></td><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="2">電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td><td rowspan="4">非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>ガソリン車</td><td>(ア)</td></tr><tr><td>(ハイブリット車含む)</td><td>(イ)</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>LPG車</td><td>(ウ)</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td><td>2.0%</td></tr></table>		区 分		税率		軽自動車				自家用	営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税	ガソリン車	(ア)	(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	0.5%	LPG車	(ウ)	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	2.0%			
区 分				税率																												
		軽自動車																														
		自家用	営業用																													
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税																													
ガソリン車	(ア)																															
(ハイブリット車含む)	(イ)		1.0%	0.5%																												
LPG車	(ウ)		2.0%	1.0%																												
上記以外		2.0%	2.0%																													
(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る ○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減 令和3年10月1日から売渡本数千本につき 6,552円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和3年10月1日実施)																																

令和3年度	令和4年度																															
○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用																																
<table><tr><th colspan="3">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—
車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)																											
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																											
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																										
			自家用	2,700円	—	—																										
		貨物	営業用	1,000円	—	—																										
			自家用	1,300円	—	—																										
	(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車 (三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車 (三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																															
取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)																																
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>軽自動車</th><th></th></tr><tr><td colspan="2"></td><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="2">電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td><td rowspan="4">非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>ガソリン車</td><td>(ア)</td></tr><tr><td>(ハイブリット車含む)</td><td>(イ)</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>LPG車</td><td>(ウ)</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2.0%</td><td>2.0%</td></tr></table>		区 分		税率		軽自動車				自家用	営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税	ガソリン車	(ア)	(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	0.5%	LPG車	(ウ)	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	2.0%			
区 分				税率																												
		軽自動車																														
		自家用	営業用																													
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)		非課税	非課税																													
ガソリン車	(ア)																															
(ハイブリット車含む)	(イ)		1.0%	0.5%																												
LPG車	(ウ)		2.0%	1.0%																												
上記以外		2.0%	2.0%																													
(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る																																

年度			令和5年度		令和6年度																																																																																																																																																
区分																																																																																																																																																					
市 民 税	個人	均等割	3,000円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行期間終了)																																																																																																																																																		
		所得割	定額による所得割の額の特別控除を実施 対象者は、令和6年度の市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者 特別控除の額は、次の金額の合計額(市県民税の所得割額の割合により市民税と県民税に按分)。ただし、その合計額が市県民税の所得割を超える場合は所得割の額が限度額 1 本人 1万円 2 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき 1万円																																																																																																																																																		
	法人	均等割																																																																																																																																																			
		法人税割																																																																																																																																																			
固定資産税																																																																																																																																																					
軽 自 動 車 税	種別割		<table><thead><tr><th colspan="4">車種区分</th><th colspan="2">税率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">原動機付自転車</td><td colspan="2">50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)</td><td colspan="2">2,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">90cc以下のもの</td><td colspan="2">2,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">125cc以下のもの</td><td colspan="2">2,400円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td colspan="2">ミニカー(三輪以上)</td><td colspan="2">3,700円</td><td>3,700円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む。)</td><td colspan="2">3,600円</td><td>3,600円</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">三輪のもの</td><td>旧税率</td><td>3,100円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,900円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,600円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="10">軽自動車 四輪以上のもの</td><td rowspan="5">乗用</td><td>旧税率</td><td>5,500円</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>6,900円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>8,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>7,200円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>10,800円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="5">貨物</td><td>重課税率</td><td>12,900円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>3,800円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,500円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>旧税率</td><td>4,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>新税率</td><td>5,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>6,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td colspan="2">雪上車</td><td colspan="2">3,600円</td><td>3,600円</td></tr><tr><td colspan="2">被けん引車</td><td colspan="2">3,600円</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td colspan="2">農耕作業用</td><td colspan="2">2,400円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="2">5,900円</td><td>5,900円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の小型自動車</td><td colspan="2">6,000円</td><td>6,000円</td></tr></tbody></table> 旧税率:平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率:平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率:新規登録から13年を経過した車両に適用 ○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用 <table><thead><tr><th colspan="4">車種区分</th><th>(ア)</th><th>(イ)</th><th>(ウ)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="5">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">貨物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td></tr></tbody></table> (7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る				車種区分				税率		原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)		2,000円		2,000円	90cc以下のもの		2,000円		2,000円	125cc以下のもの		2,400円		2,400円	ミニカー(三輪以上)		3,700円		3,700円	二輪のもの(側車付を含む。)		3,600円		3,600円	三輪のもの		旧税率	3,100円	3,100円	新税率	3,900円	3,900円	重課税率	4,600円	4,600円	軽自動車 四輪以上のもの		乗用	旧税率	5,500円	5,500円	新税率	6,900円	6,900円	重課税率	8,200円	8,200円	旧税率	7,200円	7,200円	新税率	10,800円	10,800円	貨物	重課税率	12,900円	12,900円	旧税率	3,000円	3,000円	新税率	3,800円	3,800円	重課税率	4,500円	4,500円	旧税率	4,000円	4,000円	新税率	5,000円	5,000円	重課税率	6,000円	6,000円	雪上車		3,600円		3,600円	被けん引車		3,600円		3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円		2,400円		その他のもの		5,900円		5,900円	二輪の小型自動車		6,000円		6,000円	車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		乗用	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—
		車種区分				税率																																																																																																																																															
原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)		2,000円		2,000円																																																																																																																																																
	90cc以下のもの		2,000円		2,000円																																																																																																																																																
	125cc以下のもの		2,400円		2,400円																																																																																																																																																
	ミニカー(三輪以上)		3,700円		3,700円																																																																																																																																																
	二輪のもの(側車付を含む。)		3,600円		3,600円																																																																																																																																																
	三輪のもの		旧税率	3,100円	3,100円																																																																																																																																																
			新税率	3,900円	3,900円																																																																																																																																																
			重課税率	4,600円	4,600円																																																																																																																																																
	軽自動車 四輪以上のもの		乗用	旧税率	5,500円	5,500円																																																																																																																																															
				新税率	6,900円	6,900円																																																																																																																																															
重課税率				8,200円	8,200円																																																																																																																																																
旧税率				7,200円	7,200円																																																																																																																																																
新税率				10,800円	10,800円																																																																																																																																																
貨物			重課税率	12,900円	12,900円																																																																																																																																																
			旧税率	3,000円	3,000円																																																																																																																																																
			新税率	3,800円	3,800円																																																																																																																																																
			重課税率	4,500円	4,500円																																																																																																																																																
			旧税率	4,000円	4,000円																																																																																																																																																
新税率	5,000円	5,000円																																																																																																																																																			
重課税率	6,000円	6,000円																																																																																																																																																			
雪上車		3,600円		3,600円																																																																																																																																																	
被けん引車		3,600円		3,600円																																																																																																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円		2,400円																																																																																																																																																
	その他のもの		5,900円		5,900円																																																																																																																																																
二輪の小型自動車		6,000円		6,000円																																																																																																																																																	
車種区分				(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																																																															
軽自動車	三輪のもの		乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																																															
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																															
			自家用	2,700円	—	—																																																																																																																																															
		貨物	営業用	1,000円	—	—																																																																																																																																															
			自家用	1,300円	—	—																																																																																																																																															
			環境性能割	※ 令和6年1月1日以降取得車両については、下記燃費基準を適用 (令和5年12月31日までに取得した車両については、前年度の燃費基準を適用) 取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)																																																																																																																																																	
<table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">税率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td><td>軽自動車</td><td>自家用</td><td>営業用</td></tr><tr><td rowspan="3">ガソリン車 (ハイブリット車含む)</td><td rowspan="2">非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>非課税</td></tr><tr><td>LPG車</td><td>(ア)</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>(イ)</td><td>1.0%</td><td>2.0%</td></tr></tbody></table> (7)乗用:令和12年度燃費基準80%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準105%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準70%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準95%達成車 ※(7)から(イ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る				区 分		税率		電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	軽自動車	自家用	営業用	ガソリン車 (ハイブリット車含む)	非課税	非課税	非課税	LPG車	(ア)	1.0%	0.5%	上記以外	(イ)	1.0%	2.0%																																																																																																																														
区 分		税率																																																																																																																																																			
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	軽自動車	自家用	営業用																																																																																																																																																		
	ガソリン車 (ハイブリット車含む)	非課税	非課税																																																																																																																																																		
			非課税																																																																																																																																																		
		LPG車	(ア)	1.0%	0.5%																																																																																																																																																
上記以外	(イ)	1.0%	2.0%																																																																																																																																																		
市たばこ税																																																																																																																																																					
釐 産 税																																																																																																																																																					
特別土地保有税																																																																																																																																																					
入 湯 税																																																																																																																																																					
事業所税																																																																																																																																																					

令和7年度

定額による所得割の額の特別控除を実施 対象者は、令和7年度の市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者 (同一生計配偶者を有するものに限る。) 特別控除の額は、1万円(市県民税の所得割額の割合により市民税と県民税に按分)
--

車種区分				税率		
原動機付 自転車	50cc以下のもの(原付三輪、特定小型原付を含む。)			2,000 円		
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のもの			2,000 円		
	90cc以下のもの			2,000 円		
	125cc以下のもの			2,400 円		
	ミニカー(三輪以上)			3,700 円		
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)			3,600 円		
	三輪のもの			旧税率	3,100 円	
				新税率	3,900 円	
				重課税率	4,600 円	
	四輪以上 のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500 円	
				新税率	6,900 円	
				重課税率	8,200 円	
			自家用	旧税率	7,200 円	
				新税率	10,800 円	
				重課税率	12,900 円	
			貨物	営業用	旧税率	3,000 円
					新税率	3,800 円
					重課税率	4,500 円
		自家用	旧税率	4,000 円		
	新税率		5,000 円			
		重課税率	6,000 円			
	雪上車			3,600 円		
	被けん引車			3,600 円		
小型特殊 自動車	農耕作業用			2,400 円		
	その他のもの			5,900 円		
	二輪の小型自動車			6,000 円		

○グリーン化特例(三輪、四輪以上)

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用

車種区分			(ア)	(イ)	(ウ)	
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円	
	四輪以上のもの	自家用	2,700円	—	—	
		貨物	営業用	1,000円	—	—
			自家用	1,300円	—	—

(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)

(イ)令和12年度燃費基準90%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車
(三輪のものは乗用営業用に限る)

(ウ)令和12年度燃費基準70%達成車でかつ令和2年度燃費基準達成車
(三輪のものは乗用営業用に限る)

※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る

取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)

区 分		税率	
		軽自動車 自家用	営業用
電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10％低減達成に限る）		非課税	非課税
ガソリン車	(7)		
（ハイブリット車含む）	(4)	1.0%	0.5%
LPG車	(2)		1.0%
上記以外		2.0%	2.0%

(ア)乗用:令和12年度燃費基準80%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。)

貨物:令和4年度燃費基準105%達成車

(イ)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。)

貨物:令和4年度燃費基準達成車

(ウ)乗用:令和12年度燃費基準70%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。)

貨物:令和4年度燃費基準95%達成車

※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る